

全日本居合道都道府県対抗優勝試合要領

試合方法について

- 1 各連盟の代表3選手を、各段毎、3試合場に分けて抽選し、トーナメント方式により試合を行い、各段毎に第一位、第二位を決める。
- 2 勝者(不戦勝をも含む)には、勝つごとに1点を与え、各連盟選手3名の得点(勝数)の合計数を以って団体成績を決定する。
但し、団体一位が同点の場合には、各々3選手の勝旗数により決定する。
勝旗数が同本数の場合は、代表者戦により決定する。(段位は、抽選による)
二位以下同点の場合も同じ。不戦勝には、勝旗3本を与える。
- 3 演技の本数
 - (1) 試合時間は、技5本を6分以内とする。主審の開始の宣告から、正面の礼を終了し、携刀姿勢までとする。
 - (2) 前項の本数のうち先に古流2本を抜き、後に全剣連居合3本を抜くものとする。
 - (3) 全剣連居合の指定技については、大会当日、審判長より発表することとし、準決勝以上については、指定技を変えることもある。
 - (4) 古流2本については、自由。(各回戦毎に変える必要はない)
- 4 試合者の進退
 - (1) 試合者は、プログラム順により所定の試合場において待機し、呼び出しに応じて遅滞なく所定の位置につき、待機線にて相互の礼をしたのち、開始線の位置につく。主審の「始め」の宣告で試合を行う。
 - (2) 正面(神座)への礼および刀礼は、演武の中に含まれるものとする。
(刀礼は全剣連居合による)
 - (3) 試合者は、演武を終えたのち(刀礼および正面(神座)への礼ののち)正面を向いて携刀姿勢で判定の宣告を待つ。
 - (4) 判定の宣告後、試合者は待機線で互いに向きあって礼を行い退場する。
 - (5) 試合者の服装は、剣道着または居合道着・袴を着用すること。
 - (6) 各自、剣道着または居合道着の左胸部に名札をつけること。(要項参照)
 - (7) 試合には大刀(真剣)を用いること。登録証は必ず携行すること。